

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
1: 意見及び異議受付期間は、令和8年10月1日～令和8年10月30日
2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
3: 区分bは、制定、改正の別を記載
4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格 番号等	JIS規格原案等の 名称	JIS規格原案等の 英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に 伴う廃止JIS	対応する国際規格番号 及び名称	原案作成者
1	JIS	制定		ナノテクノロジー—In vitro細胞毒性試験においてナノオブジェクトに固有の毒性評価に必要な培地懸濁液の測定項目	Nanotechnologies — Characteristics of working suspensions of nano-objects for in vitro assays to evaluate inherent nano-object toxicity	この規格は、ナノオブジェクトの固有毒性を評価するための細胞毒性試験を実施する際に考慮すべき培地懸濁液の特性事項について規定するとともに、これらの特性に適用可能な測定方法を示す。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・記号及び略語 ・特性及び測定方法 ・報告 ・附属書 A(規定) 測定の流れ		ISO 19337:2023, Nanotechnologies — Characteristics of working suspensions of nano-objects for in vitro assays to evaluate inherent nano-object toxicity(IDT)	国立研究開発法人産業技術総合研究所 一般財団法人日本規格協会
2	JIS	制定		電力事業用ボイラーの給水、ボイラー水及び蒸気の質	Boiler feedwater, boiler water and steam quality for power plants	この規格は、電力事業用ボイラーの給水、ボイラー水及び蒸気の質について規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・水－蒸気サイクルに関する一般事項 ・水質管理項目及び管理値 ・電力事業用ボイラーに関わる蒸気の質 ・電力事業用ボイラーに関わる水質の分析	B8223		一般社団法人火力原子力発電技術協会 一般財団法人日本規格協会
3	JIS	制定		表面化学分析－用語－第3部：光学的界面分析に関する用語	Surfacechemicalanalysis—Vocabulary—Part3:Termsusedinopticalinterfaceanalysis	この規格は、エリブソメトリー、ラマン分光法及び非線形光学技術、並びに一般的な光学用語を含む光学的界面分析の分野における表面化学分析の用語について規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義		ISO18115-3:2022, Surface chemical analysis—Vocabulary—Part3:Terms used in optical interface analysis (IDT)	一般社団法人表面化学分析技術国際標準化委員会 一般財団法人日本規格協会
4	JIS	制定		排ガス中の硫黄化合物類の一斉分析方法	Multi-component analysis methods for determination of sulfur compounds in flue gas	この規格は、燃焼、化学反応などに伴って、煙道、煙突、ダクトなどから排出される排ガス中の硫化水素、硫化カルボニル、メタンチオール(メチルメルカプタン)、エタンチオール(エチルメルカプタン)、ジメチルスルフィド、二硫化炭素、及びジメチルジスルフィドをガスクロマトグラフィーにより一斉定量する方法について規定する。	主な規定項目は、以下のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・一般事項 ・分析方法の種類及び概要 ・試料ガス採取方法 ・定量方法 ・分析結果の記録 ・附属書A(規定)校正用ガスの調製方法			一般社団法人日本環境測定分析協会 一般財団法人日本規格協会
5	JIS	改正	A5361	プレキャストコンクリート製品－種類、製品の呼び方及び表示の通則	Precast concrete products— General rules for classification, designation and marking	この規格は、プレキャストコンクリート製品の種類、製品の呼び方及び表示に関する一般的事項について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・製品の種類において、道路橋示方書にならい、「けた」は「桁」、「橋りょう」は「橋梁」の表記に変える。 ・製品の種類において、市場で流通している、擁壁類ブロック式の小分類の例として「積み又は大形積み用多孔質ブロック」、のり(法)面被覆ブロック類の小分類の例として「のり面被覆用多孔質ブロック」、緑化ブロック類の小分類の例として「緑化用多孔質ブロック」、その他の小分類の例として「道路橋用壁高欄」を追加する。 ・構造の種類において、材料に繊維を使用する場合を考慮するため、従来の構造の区分で扱えるようにする。このため、各構造の区分に“繊維を使用するときはJIS A 5364(プレキャストコンクリート製品の材料及び製造方法の通則)の4.4(繊維)による。”と規定する。 ・製造方法の種類において、誤解を避けるため、推奨仕様の規定で用いる略称の「RCボックスカルパート」、「PCボックスカルパート」なども併記する。 ・表示において、環境保全への寄与を促進するため、製品のライフサイクルを考慮した環境ラベル表示の国際規格と整合したJIS Q 14024(環境ラベル及び宣言－タイプI環境ラベル表示－原則及び手続)及びJIS Q 14025(環境ラベル及び宣言－タイプII環境宣言－原則及び手順)による表示を行ってよいことを追記する。 ・リサイクル材料及びその記号に、近年の技術進歩に合わせて、フェロニッケルスラグ粗骨材、石炭ガス化スラグ細骨材を追記する。また、必要に応じて使用材料の種類の詳細を識別する数値又は記号を表示してもよいことを追記する。 ・製品の特性を示す記号の表示において、JIS A 6208のコンクリート用短繊維を用いる場合を考慮し、表示することが望ましい製品の特性を示す記号を「FC」として追記する。			特定非営利活動法人コンクリート製品JIS協議会 一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
1: 意見及び異議受付期間は、令和8年10月1日～令和8年10月30日
2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
3: 区分bは、制定、改正の別を記載
4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者	
6	JIS	改正	A5362	プレキャストコンクリート製品 －要求性能とその照査方法	Precast concrete products- Required performance and methods of verification	この規格は、プレキャストコンクリート製品の要求性能及びその照査方法に関する一般的事項について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、環境に及ぼす影響に関する性能の用語を示すため、「環境性」を追加する。 ・要求性能において、環境性の照査が容易となるように、コンクリート構造物及びそれに用いる製品の性能において、構造物の性能項目に「環境性」、これに対応する関連する特性又は限界状態として「CO2削減、省資源化、リサイクル材の活用など」を追加する。また、製品の性能項目の「その他」における関連する特性又は限界状態として「景観保全性」、「自然環境保全性」などを追加する。 ・照査指標の性能項目と製品の照査指標の例において、次の点を改める －製品の耐久性のうち「鋼材腐食」に対する水の影響の照査指標として、「水分浸透速度係数」を追加する。 －製品の環境に関わる各性能の照査指標の例を示すため、性能項目の「その他」における関連する特性又は限界状態として「景観保全性」、「自然環境保全性」を追加し、注として各性能の説明を追加する。 ・照査方法において、設計図書、性能試験、実績による照査方法の位置付け・対応を明確にするための記載を追加し、設計／解析で用いる製品の材料特性の定め方を示す規定を追加する。			特定非営利活動法人コンクリート製品JIS協議会	一般財団法人日本規格協会
7	JIS	改正	A5363	プレキャストコンクリート製品 －性能試験方法通則	Precast concrete products- General rules for methods of performance test	この規格は、プレキャストコンクリート製品の性能を照査するための試験方法に関する一般的事項について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・製品の曲げ耐力試験のうちの棒状製品又は板状製品の片持ちはり形式載荷の場合において、実態に即するよう、製品内側底面から載荷点までの長さHを部材中心から載荷点までの距離として図示するよう改める。 ・製品の曲げ耐力試験のうち円筒状製品の場合において、部材の単位延長方向当たりの質量mの扱いにおける誤解を防ぐため、mの計算方法を追加する。 ・市場の多種多様な製品の性能試験への対応として、この規格に規定のないその他の性能試験の取扱いに関する規定を追加する。			特定非営利活動法人コンクリート製品JIS協議会	一般財団法人日本規格協会
8	JIS	改正	A5364	プレキャストコンクリート製品 －材料及び製造方法の通則	Precast concrete products- General rules of materials and product methods	この規格は、プレキャストコンクリート製品の材料及び製造方法の一般的事項について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、性能と材齢とを関連付けた用語を示すため、「性能基準材齢」を追加する。 ・材料のうちの骨材において、次の点を改める。 －骨材の選定にあたっては、骨材に関するJISの規定以外に、指針類によってコンクリートの用途・配合・骨材の品質を制限する場合があるため、それらを併せた総合的判断をすることを求める旨を追加する。 －耐久性を配慮した性能確保のため、鋼材腐食等への影響を重視する環境下の場合は、かぶりに対する粗骨材最大寸法の比を大きくし過ぎないほうがよいとする推奨事項を追加する。 －アルカリシリカ反応抑制対策について、各骨材に応じた対策を整理して明示するため、対策の種類の応じた内容を示すとともに、各骨材と対策との対応表を追加する。 －すりへり作用を受ける場合の、粗骨材と細骨材の減量などの制限に関する規定を追加する。 ・材料のうちのフレッシュコンクリートの品質において、空気量として、耐凍害対策のため、締固めの影響を考慮して型枠投入時の空気量を増やすことを推奨する旨を追記する。 ・材料のうちの鋼材において、塩害対策のため、被覆鉄筋の扱いを追加する。 ・材料として繊維を使用できるようにするため、材料において新たに繊維に関する規定を追加する。 ・その他の材料において、使用実績が無いため、内張り材及び接着剤を削除する。また、その他の材料として記載している材料以外も使えるようにするため、その使用方法を追加する。 ⑦鋼材の組立において、加工も含めるため、加工・組立の工程として加工に関する注意を追加する。 ⑧運搬・貯蔵・出荷において、検査前のロットや合格・不合格のロットの区別のため、貯蔵時に識別可能な区分をすることの注意喚起を追加する。			特定非営利活動法人コンクリート製品JIS協議会	一般財団法人日本規格協会
9	JIS	改正	A5365	プレキャストコンクリート製品 －検査方法通則	Precast concrete products-General rules for method of inspection	この規格は、プレキャストコンクリート製品について、製造された製品の検査方法の一般的事項について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・JIS Z 9015-0(計数値検査に対する抜取検査手順－第0部：JIS Z 9015 抜取検査システム序論)の用語は、説明はあるが定義ではないため、削除する。 ・サンプリングの方法において、過去の検査データが無い又は少ない場合の方法を示すため、その方法を追加する。 ・適用する試験方法において、試験方法の選択として許容する事項の扱いを明確化するよう改める。 ・検査実施例において、各製品の実施例は構造別製品群規格の一連の検査規定と同一であり、これを示す制定当初の役割を終え、このJISを考慮することなく実施例を単純に準用することを避けるため、実施例を削除する。			特定非営利活動法人コンクリート製品JIS協議会	一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
1: 意見及び異議受付期間は、令和8年10月1日～令和8年10月30日
2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
3: 区分bは、制定、改正の別を記載
4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者	
10	JIS	改正	A5371	プレキャスト無筋コンクリート製品	Precast unreinforced concrete products	この規格は、無筋コンクリート製のプレキャストコンクリート製品について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・種類において、Ⅱ類の性能照査の簡略化のため、性能を明示し実績があるものは受渡当事者間の協議の一部省略を許容することを新たに規定する。 ・暗きょ類の附属書の概要において、用途が具体的になるような表現に改める。 ・路面排水溝類の附属書の、形状、寸法及び寸法の許容差において、製品の性能確保と機能発揮のため、つり上げ具及び接合用の材料と取付位置を考慮した選定に関する内容を新たに追記する。 ・ブロック式擁壁類の附属書の、ブロック式擁壁類の性能及び性能照査方法において性能項目として「その他」を加えて、環境に関わる要素の性能を追記する。これに伴い、試験方法として、透水性試験を追加する。 ・大形積みブロックの推奨仕様において、形状、寸法及び寸法の許容差として新たに4つの寸法(幅×高さ:1250×400、1250×600、2000×500、2500×400)を追加する。			特定非営利活動法人コンクリート製品JIS協議会	一般財団法人日本規格協会
11	JIS	改正	A5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品	Precast reinforced concrete products	この規格は、鉄筋コンクリート製のプレキャストコンクリート製品について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・種類において、Ⅱ類の性能照査の簡略化のため、性能を明示し実績があるものは受渡当事者間の協議の一部省略を許容することを新たに規定する。 ・RC製品の種類、RC製品の性能、RC製品の形状、寸法及び寸法の許容差、並びにRC製品の配筋において、共同溝類はⅡ類のみに分類するよう記載を改める。 ・附属書A くい類の附属書の形状、寸法及び寸法の許容差において、測定作業の労力軽減のため、くい類の直径を周長測定による計算で求めてもよいことを追加する。 ・附属書C 暗きょ類の概要において、用途が具体的となるよう、JIS A 5373(プレキャストプレストレストコンクリート製品)と表現を統一するよう修正する。 ・推奨仕様C-2 遠心力鉄筋コンクリート管において、異形管は製造実態がないことから、削除する。 ・附属書C 暗きょ類、附属書D マンホール類、附属書E 路面排水溝類、及び附属書F 用排水路類の、形状、寸法及び寸法の許容差において、製品の性能確保と機能発揮のため、つり上げ具及び接合用の材料と取付位置を考慮した選定に関する内容を新たに追記する。 ・共同溝類は、Ⅱ類に分類するよう改めることから、これに関する規定を削除する。			特定非営利活動法人コンクリート製品JIS協議会	一般財団法人日本規格協会
12	JIS	改正	A5373	プレキャストプレストレストコンクリート製品	Precast prestressed concrete products	この規格は、プレストレストコンクリート製のプレキャストコンクリート製品について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・種類において、Ⅱ類の性能照査の簡略化のため、性能を明示し実績があるものは受渡当事者間の協議の一部省略を許容することを新たに規定する。 ・ボール類及びびくい類の附属書について、次の点を改める。 -形状、寸法及び寸法の許容差において、測定作業の労力軽減のため、ボール及びびくい類の直径を周長測定による計算で求めてもよいことを追加する。 -コンクリートの品質の圧縮強度において、生産の合理化のため、製造実績でプレストレス導入時の圧縮強度の担保を確認できれば、プレストレス導入時の圧縮強度試験を省略してもよいことを追加する。 ・橋りょう類の附属書について、次の点を改める。 -形状、寸法及び寸法の許容差において橋りょうの設計を許容応力度法から限界状態設計法の適用に変更するために、床版の寸法及び寸法の許容差の道路橋用プレキャスト床版の厚さを変更する。 -設計の実態を調査した結果を反映するために、合成床版用プレキャスト板の長さを変更する(鋼桁2～3.3m、PCI桁1.68～2.98m、PCコンボ桁1.48～2.68m)。 -コンクリートの品質の圧縮強度において、道路橋橋桁用セグメントはプレストレス導入を現場で与えるため、プレストレス導入時の圧縮強度を現場で与える値であることを追記する。 -製造の実態を調査した結果を反映するために、合成床版用プレキャスト板のプレストレス導入時の圧縮強度を35/㎜2以上に改める。 -設計の実態を調査した結果を反映するため、配筋において、各推奨仕で同一にはならないことから鉄筋及びPC鋼材の最小のあきは各推奨仕様に準じるとし、推奨仕様B-1～B-4の配筋において各詳細を改めた。 ・道路橋用プレキャスト床版の推奨仕様において、道路橋示方書改訂による疲労設計の変更に伴い、プレキャスト床版の種類及び曲げひび割れ耐力の表中の床版の厚さ及び曲げひび割れ耐力を変更する。			特定非営利活動法人コンクリート製品JIS協議会	一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
1: 意見及び異議受付期間は、令和8年10月1日～令和8年10月30日
2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
3: 区分bは、制定、改正の別を記載
4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
13	JIS	改正	B2301	ねじ込み式可鍛鉄製管継手	Screwed type malleable cast iron pipe fittings	この規格は、主に水、油、蒸気、空気及びガスの一般配管に用いるねじ込み式可鍛鉄製管継手について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、呼び径DNに加え、国内で使われている呼び径Aを追加するほか、欠陥に関する専門用語である吹かれ、割れ、砂かみなどを新たに追加する。 ・種類において、継手本体の種類に加え、ねじ部表面の種類として、加工したままの状態とその表面にふっ素系のシール材を塗布した状態との2種類を新たに規定する。 ・継手の材料において、JIS G 5705の改正によって、FCMB27-05及びFCMW34-04を、FCMB275-5及びFCMW350-04に変更する。 ・めっきにおいて、JIS H 8641の改正によって、めっきの要求品質が付着量から膜厚に変更されたため、この規格でも、めっき品質を膜厚に変更する。また、継手外面の溶融亜鉛めっきは、実用上支障がない不めっき部分を補修してもよい規定を追加する。 ・ねじ部シール材コーティングの普及に伴い、その規定を追加する。		ISO 49:1994, Malleable cast iron fittings threaded to ISO 7-1+及びAmendment 1:2018(MOD)	日本金属継手協会 一般財団法人日本規格協会
14	JIS	改正	B2302	ねじ込み式鋼管製管継手	Screwed type steel pipe fittings	この規格は、主に水、油、蒸気、空気、ガスの一般配管に使用するねじ込み式鋼管製管継手について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、新たな用語（ハレルニップル、クローズニップル、呼び径A、形式検査、受渡検査）を追加する。 ・性能において、めっきに関しては付着の量を規定しているが、JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）を引用して、めっきの本質である膜厚に関する規定に改める。また、外面の不めっき部の補修を認める。 ・製品の呼び方において、仕様を明確にするため、“長さ”を追加する。			日本金属継手協会 一般財団法人日本規格協会
15	JIS	改正	C4605	1 kVを超え52 kV以下用交流負荷開閉器	AC load break switches for rated voltages above 1 kV up to and including 52 kV	この規格は、定格電圧が1 kVを超え52 kV以下、定格周波数が50 Hz及び／又は60 Hzで、手動操作式又は電気動力操作式で、屋内用及び屋外設備用の三相交流負荷開閉器及び断路機能付負荷開閉器について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・標準使用状態及び特殊使用状態において、国際規格と整合を図り、屋内環境における実運用上の耐寒性能の実態に合わせるため、屋内用負荷開閉器の最低周囲温度を－5℃に統一する。 ・定格において、開閉器が適用される系統の実態に合わせ、各種電流に対する遮断性能をより明確に定義するため、新たに定格負荷電流開閉容量、定格閉ループ電流開閉容量、定格充電電流開閉容量を追加する。 ・形式試験において、国際的な計測のルールに対応させるため、耐電圧試験で適用する規格を対応国際規格に合わせて改め、国家標準又は国際標準にトレーサブルな計測を行うことを規定する。 ・設計及び構造において、国際規格との整合を図るため、絶縁開閉用のガス圧力の絶縁、開閉及び／又は操作のための充填レベルを規定する。 ・定格電流及び温度上昇において、国際規格と整合を図り、最新の材料特性に応じた温度上昇基準へ再編するため、負荷開閉器の部分、材料及び絶縁物の最高許容温度値及び温度上昇限度値の一部を見直す。		IEC 62271-103:2021, High-voltage switchgear and controlgear—Part 103: Alternating current switches for rated voltages above 1 kV up to and including 52 kV(MOD)	一般社団法人日本電機工業会 一般財団法人日本規格協会
16	JIS	改正	C8201-5-1	低圧開閉装置及び制御装置—第5-1部:制御回路機器及び開閉素子—電気機械式制御回路機器	Low-voltage switchgear and controlgear—Part 5-1: Control circuit devices and switching elements—Electromechanical control circuit devices	この規格は、開閉装置及び制御装置の制御、信号、インターロックなどを目的とする制御回路機器及び開閉素子について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、従来の手動制御スイッチ、時延作動又は瞬時作動の電磁作動制御スイッチ、パイロットスイッチ、位置検出スイッチ及び制御用回路附属機器に加え、技術の進歩に対応して、半導体開閉素子を内蔵する制御回路機器、及びシングル・ドロップ・デジタル通信インターフェースを内蔵する制御回路機器を追加する。 ・特性において、製品の品質担保のため、制御回路を追加する。 ・製品情報において、安全・信頼性に対する社会的期待の高まりに対応して、IEC TS 63058:2021を参照する環境情報要件を含む情報及び表示の要件を改める。 ・標準使用、取付け及び輸送条件において、使用環境の多様化への対応、及び製品の信頼性・安全性の向上のため、衝撃及び振動を追加する。 ・構造及び試験において、製品の安全性要求の高まりに対応して、安全面（例：人工光放射、セキュリティ面、有限エネルギー源、蓄積電荷エネルギー回路）を考慮した構造要件及び、その関連試験について改める。また、流通実態を踏まえ、リードスイッチ形磁気スイッチの要求事項を新規に追加する。		IEC 60947-5-1:2024, Low-voltage switchgear and controlgear—Part 5-1: Control circuit devices and switching elements—Electromechanical control circuit devices(IDT)	一般社団法人日本電気制御技術工業会 一般財団法人日本規格協会
17	JIS	改正	C9335-2-75	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-75部:業務用ディスプレイ及び自動販売機の個別要求事項	Household and similar electrical appliances—Safety—Part2-75:Particular requirements for commercial dispensing appliances and vending machines	この規格は、食品、飲料及び物品の調理又は払出しのための業務用ディスプレイ及び自動販売機であって、バッテリー駆動機器その他の直流駆動機器を含み、定格電圧が、単相機器の場合には250 V以下、その他の機器の場合には480 V以下のものの安全性について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・通則（JIS C 9335-1:2023）との整合（箇条1及び箇条12）通則の改正に整合させるため、バッテリー駆動機器に対する規定の全面的な見直し、金属イオン系（リチウムイオン系）バッテリーの充電に対する要求事項の追加などを行った。 ・高温表面及び機能的表面に関する規定（7.1, 7.12, 11.8 など）通常動作状態の下での外部可触表面の最大温度上昇についての規定値を緩和できる高温表面、及び規定の適用が除外される機能的表面をもつ機器への規定を追加した。 ・通常動作状態の下での外部可触表面の最大温度上昇（11.3, 11.8 及び図101）通常動作状態の下での外部可触表面の最大温度上昇及びその測定用プローブを規定した。 ・電極式液体加熱器に関する規定（7.12, 13.2, 13.3, 16.2, 16.3, 19.103～19.106, 22.33, 22.115～22.118, 27.1, 図102, 図103, 図105及び図106）電極式加熱器に関する取扱説明、漏えい電流、異常下における動作、構造及び接地の手段に関する要求事項の追加などを行った。		IEC 60335-2-75:2024, Household and similar electrical appliances—Safety—Part 2-75: Particular requirements for commercial dispensing appliances and vending machines(MOD)	一般社団法人日本自動販売システム機械工業会 一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
1: 意見及び異議受付期間は、令和8年10月1日～令和8年10月30日
2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
3: 区分bは、制定、改正の別を記載
4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
18	JIS	改正	K6324	難燃性コンベヤゴムベルトー等級及び試験方法	Flame resistant conveyor belts- Classification and test method	この規格は、難燃性が要求される布層コンベヤゴムベルト及びスチールコードコンベヤゴムベルトの難燃性の等級及び試験方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験装置及び器具(箇条5)において、対応国際規格の改訂(ISO 340:2022)に対応して、従来の試験装置に加え、これら試験装置に装着して試験片を安定して支持するための試験片保持器を追加する。 ・試験手順(箇条8)において、対応国際規格の改訂(ISO 340:2022)に対応して、送風の開始時期(炎が消えた後)を追加し、送風の速度は試験片の下端で1.5±0.1 m/sとする。		ISO 340:2022, Conveyor belts — Laboratory scale flammability characteristics — Requirements and test method(MOD)	日本ベルト工業会 一般財団法人日本規格協会
19	JIS	改正	R7212	カーボンブロックの試験方法	Testing methods for carbon blocks	この規格は、主として溶鉱炉及び電気炉の内張り(ライニング)に使用されるカーボンブロックの試験方法について規定する。ただし、クレーポンドを用いたものは除く。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験項目において、技術の進歩に即して、見掛気孔率及び電気比抵抗を追加し、かさ比重及び真比重を密度及び真密度に変更する。 ・装置において、引用規格の廃止に伴い、高温計の種類として指示熱電温度計を削除する。 ・試験片において、技術の進歩に即して、形状の追加、寸法許容差の変更などを行う。 ・圧縮強さ試験及び曲げ試験において、引用規格である圧縮試験機についてのJISの廃止に伴い、試験機についての必要な規定を追加し、それに対応した試験方法に変更する。 ・物理試験において、試験項目のかさ比重及び真比重がかさ密度及び真密度に変更することに伴い、これらの算出方法を変更する。 ・物理試験において、見掛気孔率及び電気比抵抗が試験項目に追加されたことに伴い、それらの試験方法を追加する。			炭素協会 一般財団法人日本規格協会
20	JIS	改正	Y20252	市場調査、世論調査及び社会調査(インサイト及びデータ分析を含む)ー用語及びサービス要求事項	Market, opinion and social research, including insights and data analytics — Vocabulary and service requirements	この規格は、インサイト及びデータ分析を含む市場調査・世論調査・社会調査を行うサービス提供者のサービスに関する、用語及び定義並びにそれらのサービスの要求事項について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・市場・世論・社会調査の中核的要求事項(箇条4)において、JIS Q 27001:2023との整合を意識した大幅な書き換えを行う。 ・市場・世論・社会調査の中核的要求事項(箇条4)において、AIに関する要求事項(4.1.5)を新設し、AIの開発・利用要件を明確化する。 ・アクセスパネルを含むサンプリング(附属書A(規定))において、分割・再編を行い、「アクセスパネル開発及びライフサイクル管理」を新たな附属書G(規定)として独立させ、詐欺・不正回答対策を強化する。		ISO 20252:2026, Market, opinion and social research, including insights and data analytics — Vocabulary and service requirements(IDT)	一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会 一般財団法人日本規格協会
21	JIS	改正	Z2345-1	超音波探傷試験用試験片ー第1部:A1形標準試験片	Test blocks for ultrasonic testing— Part 1: A1 Standard Test Block	この規格は、手動探傷試験に用いる超音波試験装置の探傷条件の設定及び性能試験に使用するA1形標準試験片の寸法、材料及び製造についての必要事項を規定する。	主な改正点は次のとおり。 ・使用材料規格の追加(5.1 a))において、使用する材料に従来の規格に加えASTM A350Iに規定する低合金鍛造品を追加する。 ・RB-GIによる材料検査の感度設定(5.3 c))において、材料中に不連続(非金属介在物などの微小きず)が存在しないかあらかじめ超音波探傷試験を実施しており、従来は探傷感度の設定にSTB-G V2を使用していた。今回の改正でJIS Z 2345-3IにRB-G V2も追加されたので、いずれの試験片でも探傷感度の設定が可能になるよう追加する。 ・減衰率の測定(5.3 e))において、新たに試験片の品質を確性するために見かけの減衰率の測定を定め、許容範囲を規定した。見かけの減衰率は製造ロットごとに熱処理又は機械仕上げ後に水浸法又は局部水浸法によって測定することとし、許容範囲を設ける。		ISO 2400:2025, Non-destructive testing—Ultrasonic testing—Specification for standard block No.1 (MOD)	一般社団法人日本非破壊検査協会 一般財団法人日本規格協会
22	JIS	改正	Z2345-2	超音波探傷試験用試験片ー第2部:A7963形標準試験片	Test blocks for ultrasonic testing— Part 2: A7963 Standard Test Block	この規格は、手動探傷試験に用いる超音波試験装置の探傷条件の設定及び性能試験に使用するA7963形標準試験片についての必要事項を規定する。	主な改正点は次のとおり。 ・使用材料規格の追加(箇条5.1 a))において、使用する材料に従来の規格に加えASTM A350Iに規定する低合金鍛造品を追加する。 ・RB-GIによる材料検査の感度設定(箇条5.3 c))において、材料中に不連続(非金属介在物などの微小きず)が存在しないかあらかじめ超音波探傷試験を実施しており、従来は探傷感度の設定にSTB-G V2を使用していた。今回の改正でJIS Z 2345-3IにRB-G V2も追加されたので、いずれの試験片でも探傷感度の設定が可能になるよう追加する。 ・減衰率の測定(箇条5.3 e))において、新たに試験片の品質を確性するために見かけの減衰率の測定を定め、許容範囲を規定した。見かけの減衰率は製造ロットごとに熱処理又は機械仕上げ後に水浸法又は局部水浸法によって測定することとし、許容範囲を設ける。		ISO 7963:2022, Non-destructive testing—Ultrasonic testing— Specification for calibration block No.2(MOD)	一般社団法人日本非破壊検査協会 一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
1: 意見及び異議受付期間は、令和8年10月1日～令和8年10月30日
2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
3: 区分bは、制定、改正の別を記載
4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者	
23	JIS	改正	Z2345-3	超音波探傷試験用試験片－第3部：垂直探傷試験用標準試験片及び対比試験片	Test blocks for ultrasonic testing－Part 3: Standard test blocks and reference blocks for straight beam ultrasonic testing	この規格は、主に垂直探傷試験の手動探傷試験に用いる超音波試験装置の探傷条件の設定及び性能試験に使用する標準試験片及び対比試験片についての必要事項を規定する。	主な改正点は次のとおり。 ・G形対比試験片(RB-G)の追加（簡条4)STB-G形試験片と同様の平底穴直径、形状及び寸法で、かつ、実際に探傷する被試験体と超音波特性が同等の対比試験片(RB-G)を規定した。なお、RB-Gと同形状でなくても探傷面と平底穴との距離がRB-G試験片と同じであれば、その試験片もRB-Gに含まれるとする。 ・使用材料規格の追加（5.1)STB-NIに使用する材料に従来の規格に加えASTM A350に規定する低合金鍛造品を追加する。 ・RB-Gによる材料検査の感度設定（5.2)において、STB-G及びSTB-NIの材料の超音波検査で従来は探傷感度の設定にSTB-Gを使用していたが、今回の改正でRB-Gも追加されたので、いずれの試験片でも探傷感度の設定が可能になるよう追加する。 ・減衰率の測定（5.2)において、従来はSTB-NI試験片の見かけの減衰率については測定されていなかったが、試験片の品質を確性するために見かけの減衰率の測定を定め、許容範囲を規定した。見かけの減衰率は製造ロットごとに熱処理又は機械仕上げ後に水浸法又は局部水浸法によって測定することとし、許容範囲を設ける。			一般社団法人日本非破壊検査協会	一般財団法人日本規格協会
24	JIS	改正	Z2345-4	超音波探傷試験用試験片－第4部：斜角探傷試験用標準試験片	Test blocks for ultrasonic testing－Part 4: Standard test blocks for angle beam ultrasonic testing	この規格は、主に斜角探傷試験の手動探傷試験に用いる超音波試験装置の探傷条件の設定及び性能試験に使用する標準試験片についての必要事項を規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・使用材料規格の追加（5.1)において、使用する材料に従来の規格に加えASTM A350に規定する低合金鍛造品を追加する。 ・RB-Gによる材料検査の感度設定（5.2)において、材料中に不連続(非金属介在物などの微小きず)が存在しないかあらかじめ超音波探傷試験を実施しており、従来は探傷感度の設定にSTB-G V2を使用していた。今回の改正でJIS Z 2345-3にRB-G V2も追加されたので、いずれの試験片でも探傷感度の設定が可能になるよう追加する。 ・減衰率の測定（5.2)において、新たに試験片の品質を確性するために見かけの減衰率の測定を定め、許容範囲を規定した。見かけの減衰率は製造ロットごとに熱処理又は機械仕上げ後に水浸法又は局部水浸法によって測定することとし、許容範囲を設ける。			一般社団法人日本非破壊検査協会	一般財団法人日本規格協会
25	JIS	改正	Z8823-1	液相遠心沈降法による粒子径分布の測定方法－第1部：一般原理、要求事項及び指針	Determination of particle size distribution by centrifugal liquid sedimentation methods Part 1: General principles, requirements and guidance	この規格は、液相遠心沈降(CLS)法による粒子径分析の原理について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・測定方法、解析方法の進歩に伴い、これまでのJISでは扱われていないX線を検出に用いるなど新たな技術が使用されるようになったため、これを追加する。 ・2001年発行のJIS Z8823-1では、光透過量を1力所(固定)で測定するのみであったが、技術の進歩に伴い、空間的・時間的に変化する光透過量を測定できるようになったため、これを追加する。 ・これまででは粒子径のみを扱ってきたが、そのもととなる沈降速度及びその分布を扱うこと、また、沈降速度か粒子径を算出するところで生じる不確かさを厳密に扱うことを対応国際規格に合わせ新たに追加する。		ISO 13318-1:2024, Determination of particle size distribution by centrifugal liquid sedimentation methods－Part 1: General principles, requirements and guidelines(IDT)	一般社団法人日本粉体工業技術協会	一般財団法人日本規格協会